第　　　　　第14次労働災害防止計画 取組状況点検票

**秋田労働局**

　秋田労働局で策定した「第14次労働災害防止計画」※１においては、労働者の協力の下、事業者が　実施するアウトプット指標を定め、その指標の達成に向け、国、事業者、労働者が一体となって労働災害防止対策を推進していくこととしています。

**※１**14次防全文＆リーフレット

つきましては、指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善に役立てていただくため、下記にご記入いただき、所轄監督署へご提出いただきますようお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場名称 |  | 点検日 |  |
| 所在地 |  | 労働者数 | 人 | 業 種 | 　　　　　　　　 |

注)　点検に当たり、別紙該当項目の【主な内容】又は【具体例】のような取組を１つ以上実施している場合には、

「実施している」にチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 「エイジフレンドリーガイドライン」※２に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 60歳以上がいない |
| ２ | 外国人労働者に母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、分かりやすい方法で労働災害防止教育を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 外国人労働者がいない |
| 該当する業種の問いに回答してください | ３ | 【陸上貨物運送事業】荷主等となる事業場を含む　 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」※３に基づく措置を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない |
| ４ | 【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 高所作業なし |
| ５ | 【製造業】機械による「はさまれ、巻き込まれ」の防止対策の取組を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 機械の取扱いなし |
| ６ | 【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」　※４に基づく措置を実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない |
| ７ | 勤務間インターバル制度※５を導入していますか | [ ] 導入している | [ ] 導入していない |
| 　８ | ストレスチェックを実施していますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない |
| ９ | 労働者に対して必要な産業保健サービス※６を提供していますか | [ ] 提供している | [ ] 提供していない |
| １０ | 危険性又は有害性が把握されている化学物質※７について、　　　　ラベル表示、ＳＤＳの交付を行っていますか | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 化学物質取扱いなし |
| １１ | 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、　　　　　リスクアセスメントを実施していますか (※７再掲) | [ ] 実施している | [ ] 実施していない　[ ] 化学物質取扱いなし |

※印は別紙を参照してください。

１. 各種ガイドラインについて

別紙

 点検票に記載されている各種ガイドラインは、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

また、次の二次元バーコードから確認することもできます。

安全衛生関係リーフレット





 **※²**エイジフレンドリーガイドライン　　　　　　　　　　 **※３**陸上貨物運送事業における

　 （正式名称＝高年齢労働者の安全と　　　　　　　　　 　荷役作業の安全対策ガイド

健康確保のためのガイドライン）

**【主な内容】**

・安全衛生管理体制の確立

・身体能力の低下を補う設備・装置等の導入

・高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

・高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

・写真や映像等を活用した安全衛生教育の実施

**【主な内容】**

・荷役災害防止のための担当者の指名

・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織

の設置

・荷役作業における労働災害防止対策の実施

(墜落災害、フォークリフト災害、ロールボッ

クスパレット災害等の防止対策)

・荷役作業の安全衛生教育の実施

****　**※４**チェーンソーによる伐木等作業の　　　　　　　　　　　　　**※５**勤務間インターバル制度

　 安全に関するガイドライン

一日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。

**【主な内容】**

・保護具等の選定、着用

(下肢の切創防止用保護衣、手袋、安全靴等の履物、保護帽等)

・チェーンソーの選定、取扱い方法

・伐木等作業を安全に行うための事前準備等

　(事前調査、リスクアセスメントの実施、作業計画の作成、安全衛生教育の実施等)

・伐木等作業における安全の確保

　(立入禁止措置、受け口と追い口の間の適当な幅の切り残し(つる)の確保等)

・チェーンソーを用いて行う造材作業の安全の確保 (伐倒木の転落等による危険の防止等)

・かかり木処理作業における禁止事項の遵守

　(かかられている木の伐倒、浴びせ倒し、元玉切り、肩担ぎ、かかり木の枝切り)



**※６**産業保健サービス **【具体例】**

・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導

　　 ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が

必要な者に対する指導、支援、相談

　　 ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談

　　 ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）

　　 ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

**※７**新たな化学物質規制が導入されます

**【主な内容】**

・ラベル・ＳＤＳの伝達や、リスクアセスメントの実施対象物質の大幅な増加

　　 ・リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露濃度を基準値以下とする必要

　　 ・化学物質を製造・取り扱う労働者に適切な保護具を使用させる必要

　　 ・化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録の作成・保存等